平成24年4月10日 第2375号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目次 ■

告示

○包括外部監査契約の締結 (200・総務課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
〇行政書士試験事務を行う指定試験機関の主たる事務所の所在地等の変更(201・総務課)
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(202・福祉政策課) 2
○生活保護法による介護機関の指定(203・福祉政策課) 2
○生活保護法による指定介護機関の変更(204・福祉政策課) 3
○生活保護法による指定介護機関の事業の休止(205・福祉政策課) … 4
公告
〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活力創造課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○土地改良区連合の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部) 2件
○土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部) 5
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部) 2件
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部) 2件
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(高校教育課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
教育委員会告示
○教育委員会会議の開催(11)

# 告

示

#### 秋田県告示第200号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり平成24年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
  - 平成24年4月2日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法執務費用及び実費とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

佐久間 清 光

神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡四丁目5番7号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法契約の定めるところによる。

#### 秋田県告示第201号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の4第2項の規定により、指定試験機関財団法人行政書士試験研究センターから次のとおり主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都千代田区一番町25番地

2 変更の年月日

平成24年4月23日

#### 秋田県告示第202号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの 種類	廃止年月日
デイサービスセンターな んがい	大仙市長	大仙市南外字松木田119番地	通所介護、	平成24年3月31日
湯沢市健寿苑指定短期入 所生活介護事業所	湯沢市長	湯沢市駒形町字八面寺下谷 地75番地4	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成24年3月31日
特別養護老人ホーム健寿 苑	湯沢市長	湯沢市駒形町字八面寺下谷 地75番地4	介護老人福 祉施設	平成24年3月31日
介護老人保健施設八乙女 荘	大仙市長	大仙市北長野字野口前23番 地	防通所リハー リコラ リコラ リコラ 防療 養 入護	平成24年3月31日
介護老人保健施設幸寿園	大仙市長	大仙市強首字上野台12-15	介健所テン所護防ビシ護入護護施リー、療、通リョ予所老設ハー短療介所リン防療人、ビシ期養護リテ、短養保通リョ入介予ハー介期介保通リョ入介予ハー介期介	平成24年3月31日
三種町社会福祉協議会ひまわり訪問看護ステーション	社会福祉法人三種町社会 福祉協議会	山本郡三種町鹿渡字町後263	問看護	平成24年3月31日
三種町社会福祉協議会琴 丘ホームヘルプサービス	社会福祉法人三種町社会 福祉協議会	山本郡三種町鹿渡字町後263	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成24年3月31日

#### 秋田県告示第203号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの 種類	指定年月日
特別養護老人ホームいさ みが岡	社会福祉法人なごみ会	湯沢市山田字勇ヶ岡50番地	介護老人福 祉施設	平成24年4月1日
特別養護老人ホーム健寿 苑	社会福祉法人いなかわ福 祉会	湯沢市駒形町字八面寺下谷 地75番地4	介護老人福 祉施設	平成24年4月1日
特別養護老人ホーム健寿苑	社会福祉法人いなかわ福 祉会	湯沢市駒形町字八面寺下谷 地75番地4	短期入所生 活介護、介 護 所生活介 護	平成24年4月1日
痴呆対応型共同生活介護 施設グループホームタ陽 の丘2号館		湯沢市山田字中屋敷14番地	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護	平成23年12月1日
大里医院	医療法人春生会	鹿角市花輪字堰向56	訪居理護看 養養、訪介宅護養、訪介宅指予護 所完 語 所 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医	平成24年1月1日
ショートステイのぞみの 丘	株式会社大曲仙北介護支 援事業所	大仙市大曲西根字鳥居57- 1	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成24年3月1日
ショートステイ大曲	ツイン株式会社	大仙市飯田字大槻127 – 1	短期入所生 活介護、介 護 所生活介 護	平成24年3月15日
ショートステイえにしの 郷	株式会社水里の家	大仙市高梨字水里151番地	短期入所生 活介護、介 護 所生活介 護	平成24年3月15日
介護療養型医療施設湯雄 医師会病院	社団法人湯沢市雄勝郡医 師会	湯沢市秋ノ宮字根木103-1	介護療養型 医療施設	平成24年3月15日
ショートステイなでしこ	有限会社うめの木園	大館市根下戸新町103-1	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成24年3月15日
ケアプランセンター男鹿 福祉サービス	株式会社男鹿福祉サービ スすずき	男鹿市船越字船越401-3	居宅介護支 援事業	平成24年2月1日
なかよしショートステイ	株式会社ドリームホープ なかよし	能代市浅内字頭無上217番地 2	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成24年3月15日
小規模多機能ホーム里の 茶屋	有限会社つなぎの里	能代市二ツ井町字茶屋下32 番地1	小規模多機 外規居介 表 一 規 程 子 ) 規 機 能 型 居 入 規 関 居 的 規 関 居 的 表 的 長 題 民 的 長 毛 と も し 表 と を と を と を と を と を と を と を と を と を と	平成24年3月15日

#### 秋田県告示第204号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名	称	開設者氏名 又 は 名 称	所	在	地	変更前	更	事 項 変更後	サービスの 種類	変更年月日
福 寿 園 サービ ター	』ディ スセン	社会福祉法人 大仙ふくし会	大仙	市 南 日119	外字番地	大仙市南外 湯神台10番地	·字 b	大仙市南外字 松木田119番地	通所介護、 介護予防通 所介護	平成24年4月1日

#### 秋田県告示第205号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。) 第54 条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の休止の届出があった ので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名	称	開設者氏名又は名称	所	在	地	サービスの 種類	休止年月日
湧水の郷居宅 業所	2介護支援事	株式会社KYO	仙北郡美郷 108-1	町六	郷字小安門	居宅介護支 援事業	平成24年3月31日

#### 告 公

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする 者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日 平成24年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 秋田健康支援情報局
- 3 代表者の氏名

竹下香織

- 4 主たる事務所の所在地 秋田市将軍野南三丁目2番12号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、心身ともに健康で、経済的かつ社会的に自立した人生を送ることができ る社会の実現を目指し、生涯を通じて文化的な生活が送れるよう、また、誇りをもって地域で生きていくことができ るよう健康面から支援し、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北秋田市綴子土地改良区から次のとおり役員の退 任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名 北秋田市綴子字田中15番地

成田良一

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更につい て、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 北秋田市鷹巣土地改良区

- 2 北秋田市綴子土地改良区
- 3 森吉町土地改良区

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、米代川筋土地改良区 連合から申請があった定款変更について、平成24年3月30日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第 3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、能代南土地改良区から申請があった定款変更につ いて、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、二ツ井町土地改良区から申請があった定款変更に ついて、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員の就任の届 出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任監事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字飯塚66番地

富 樫 正 雄

和田妹川字出張6番地2

三 浦 正 雄

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和土地改良区から申請のあった定款変更につい て、平成24年4月3日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、仙北市田沢湖若松堰土地改良区から次のとおり役 員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任監事の住所及び氏名

仙北市田沢湖卒田字大石野112

能美与一

2 就任監事の住所及び氏名

仙北市田沢湖卒田字鹿ノ狩21

藤井義廣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大仙市大曲土地改良区から次のとおり役員の就任 の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

大仙市内小友字馬場26番地

東海林 繁

角間川町字町頭32番地

明 野 一 雄

大曲西根字鳥居180番地

山崎長清

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の 就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

平成24年4月10日(火曜日) 第2375号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名 大仙市板見内字千刈田3-2

原 降 新

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大仙市鶯野土地改良区から申請があった定款変更 について、平成24年4月3日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から申請があった定款 変更について、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行 令」という。) 第167条の6第1項の規定により、公告する。

平成24年4月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名 秋田県立男鹿海洋高等学校小型実習船建造工事
  - (2) 建造船の概要

ア 船種及び数量 第1種小型漁船 1隻

イ 船質 FRP製

甲板室を有する一層甲板船 ウ 船型

エ 長さ(登録) 14.95m オ 幅(外板を含む) 4.30m カ 深さ(登録長の中央において、外板を含む) 1.70m

キ 計画満載吃水(型) 約19トン ク 総トン数

ケ 試運転最高速力 約20ノット コ 航海速力 (85%負荷、常備状態、ノーシーマージン) 約18ノット

26名 (乗組員 4 名 (教官)、生徒22名) サ 最大搭載人員

0.85m

- (3) 納入期限 平成25年3月22日(金)まで
- (4) 納入場所 秋田県男鹿市船川港内指定係留場所
- 2 予定価格 164,178,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 3 入札参加資格

次の要件を満たし、本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に 基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置又は秋田県物品供給業者等資格効力の停止基準に 基づく効力の停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間に受けていないこと。
- (4) 平成14年4月1日以降に引き渡しが完了した、19トン程度のFRP製官公庁船を建造した実績を有すること。
- (5) 当該工事を施工するために必要な業務経験を有する技術者を当該工事に従事させることができること。
- (6) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を 除く。) であること。
- (7) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 4 入札参加資格確認申請等
  - (1) 契約条項を示す場所等

郵便番号010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県教育庁高校教育課 調整・企画班 電話018-860-5161

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成24年4月10日(火)から同年5月21日(月)までに(1)に掲げる場所で交付又は郵送(宅配便を含む。以下同

じ。)により交付する。(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)郵送による交付を希望する者は、郵便又は電送によりその旨を申し入れること。

(3) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)の提出期間、場所及び方法

平成24年4月10日(火)から同年5月21日(月)までに(1)に掲げる場所に持参又は郵送(提出期間内到着)により1部提出すること。(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

なお、郵送により提出する場合には、あらかじめ電話によりその旨を連絡すること。

(4) 競争入札参加資格確認結果の通知

平成24年5月23日(水)までに通知する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年5月29日(火)午後2時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局財産活用課入札室

(6) 郵送(書留郵便に限る。)による入札書の受領期限及び提出場所

平成24年5月28日(月)午後5時15分(1)に掲げる場所

なお、郵送により提出する場合には、あらかじめ電話によりその旨を連絡すること。

#### 5 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該全額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 見積内訳明細書の提出

入札者は、第1回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事 費内訳書に準じた内容のものとする。)を提出すること。

なお、見積内訳明細書は、参考資料として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。)第166条各号に掲げる入札又は申請書若 しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときには、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

規則第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、規則第162条各号のいずれかに該当する場合には、免除する。

イ 契約保証金

規則第177条及び第179条に規定するところによる。ただし、規則第178条第1号又は第2号に該当する場合には、免除する。

- (6) 手続における交渉の有無 無
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無無
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に掲げる場所
- (11) その他詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured: Training ship (1 ship)
- (2) Delivery deadline: 22 March, 2013

- (3) Delivery place: Funakawa Port, Funakawaminato, Oga City, Akita Prefecture, Japan
- (4) Time-limit for the Submission of application forms and relevant documents for the qualification:5:15 P.M. 21 May, 2012
- (5) The date and time for the submission of tender:2:00 P.M. 29 May, 2012 (tender submitted by mail 5:15 P.M. 28 May, 2012)
- (6) Contact point for the notice: Senior High School Education Division, Akita Prefectural Board of Education, 3-1-1, Sanno, Akita city, Akita prefecture, 010-8580, Japan. Phone: 018-860-5161 (Japanese only)

# 教育委員会告示

### 秋田県教育委員会告示第11号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成24年4月10日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

1 日時

平成24年4月12日午後4時10分

2 場所

教育委員会委員室

- 3 案件
- (1) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について
- (2) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案について
- (3) 平成24年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命について
- (4) その他

発行者 秋 田 県 秋田市山王四丁目1番1号 電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)